

福井県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸保全 区域	港則法 適用	ビジター 受入	指定期 年月日	区域変更 年月日	離島・ 半島	有人国境 離島	備考
2510010	浜坂	ハマサカ	1	あわら市	あわら市	北 潟					S28.12.23				
2510020	梶	カヅ	1	坂井市	坂井市	雄 島		◎			S29.7.12				
2510030	崎	サキ	1	坂井市	坂井市	雄 島		○			S29.7.12	H3.12.7			
2510040	安島	アントウ	1	坂井市	坂井市	雄 島		○			S27.10.21	H3.11.13			
2510050	長橋菅生	ナガハシゴウ	1	福井市	福井市	福 井 市	2	◎			S27.10.21	H29.6.1			
2510070	鮎川	アユカワ	1	福井市	福井市	福 井 市		○			S26.7.28				
2510080	大丹生	オニユウ	1	福井市	福井市	福 井 市		○			S28.5.28	S35.2.25			
2510090	大味	オオミ	1	福井市	福井市	越 迺		◎			S27.10.21				
2510100	居倉	イクラ	1	福井市	福井市	越 迺		○			S28.5.28	S48.6.15			
2510110	左右	ソウ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町					S28.5.28				
2510120	玉川	タマガワ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町		○			S27.10.21				
2510140	茂原	モハラ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町					S27.10.21				
2510145	白浜(城崎)	シラハマ(シロサキ)	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町		○			S26.7.28	H6.3.31			
2510147	米の浦	コメウラ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町		○			S27.7.29	H13.3.22			
2510150	糠	ヌカ	1	南条郡南越前町	南越前町	河 野 村		◎			S27.1.12	H17.2.25			
2510170	河野	コノ	1	南条郡南越前町	南越前町	河 野 村	2	◎			S27.1.12	H17.2.25			
2510180	浦底	ウラソコ	1	敦賀市	敦賀市	敦 賀 市	3		○		S27.10.21	S37.3.30			
2510190	立石	タテイシ	1	敦賀市	敦賀市	敦 賀 市					S30.10.21				
2510200	白木	シラキ	1	敦賀市	敦賀市	敦 賀 市					S29.7.12	H4.5.19			
2510210	丹生	ニユウ	1	三方郡美浜町	美浜町	美 浜 町					S27.10.21	H2.7.2			
2510220	菅浜	スガハマ	1	三方郡美浜町	美浜町	美 浜 町		○			S27.10.21	H2.3.5			
2510230	坂尻	サカヅリ	1	三方郡美浜町	美浜町	美 浜 町		◎			S35.9.20				
2510240	常神	ツネカミ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		◎			S27.10.21	S63.2.13			
2510250	神子	ミコ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S29.7.12	H2.1.18			
2510260	小川	オカワ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S27.10.21	S63.2.13			
2510270	塩坂越	シヤクシ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S27.10.21	S63.6.6			
2510275	世久見	セキミ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S28.5.28	S52.2.17			
2510290	田島	タジマ	1	小浜市	小浜市	小 浜 市		◎			S27.10.21				
2510300	内外海	ウチノミ	1	小浜市	小浜市	小 浜 市	3	◎			S34.12.15				
2510310	本郷	ホンゴウ	1	大飯郡おおい町	おおい町	大 島		◎	○		S27.10.21				
2510320	犬見	イヌミ	1	大飯郡おおい町	おおい町	大 島			○		S27.10.21	S62.3.25			
2510340	小黑飯	オグルイ	1	大飯郡高浜町	高浜町	若 狭 高 浜		○			S27.10.21				
2510350	音海	オトミ	1	大飯郡高浜町	高浜町	若 狭 高 浜	2	○	○		S27.1.12	S35.11.25			
2510360	上瀬	ウラセ	1	大飯郡高浜町	高浜町	若 狭 高 浜	2	○			S27.10.21	H2.7.13			
2520010	鷹巣	トカス	2	福井市	福井県	福 井 市					S27.1.12	S30.7.20			
2520020	白浜(国見)	シラハマ(クニミ)	2	福井市	福井市	福 井 市		◎			S27.1.12				
2520030	茶崎	チャサキ	2	福井市	福井県	越 迺		○			S26.7.28	H17.1.7			
2520065	甲楽城	カブラキ	2	南条郡南越前町	南越前町	河 野 村					S26.7.28	H17.4.8			
2520070	早瀬	ハヤセ	2	三方郡美浜町	福井県	美 浜 町		○			S27.1.12				
2520080	日向	ヒルガ	2	三方郡美浜町	福井県	美 浜 町		○			S28.3.5	S58.9.12			
2520087	大島	オオシマ	2	大飯郡おおい町	おおい町	大 島		◎			S27.10.21	S52.2.17			
2520090	高浜	タカハマ	2	大飯郡高浜町	福井県	若 狭 高 浜	2	○			S26.7.28	H6.4.12			
2530010	小浜	オハマ	3	小浜市	福井県	小 浜 市		○	○	○	S26.7.28	S55.5.6			
2540010	越前	エチゼン	4	丹生郡越前町	福井県	越 前 町		◎			S26.7.28	S52.1.21			

(注)

- 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
- 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
- 指定期年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
- ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
- 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
- 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。